

四万十市社会福祉協議会

発展・強化学業計画

平成 26 (2014) 年度～平成 27 (2015) 年度

平成 26 年 3 月 28 日開催 両会において報告後承認
平成 25 年度第 5 回 四万十市社会福祉協議会 理事会
平成 25 年度第 3 回 四万十市社会福祉協議会 評議員会

社会福祉法人 四万十市社会福祉協議会

四万十市社会福祉協議会発展・強化事業計画

1. 策定の趣旨

四万十市社会福祉協議会は、平成 17 年 4 月に中村市、西土佐村の社会福祉協議会が合併して 9 年が経過し、これまでに各種事業に取り組み地域福祉を推進してきました。

社会福祉協議会は地域福祉を総合的に推進する団体として、自らの使命と役割をどう果たしていくか、中期的な展望を持った取り組みを「四万十市社会福祉協議会発展・強化計画」にまとめ、「笑顔があふれ、その人らしく誰もが地域で安心して、生活ができるまちづくり」を目指します。

2. 計画の性格

「四万十市社会福祉協議会発展・強化計画」は、地域福祉を推進する中核的な団体としての事業目標を明確にし、その実現に向けた具体的な取り組みを明示したものであります。

この計画は、2 年という期間におけるビジョン（その時点で到達すべき社協像）を考え、そのための戦略（その姿に到達するための道筋）を作成するものです。この戦略に沿った重点事業の実施や既存事業の見直し、新規事業の実施を行うためには、社会福祉協議会が有する社会資源の計画的な活用が必要となります。

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 26 年度を初年度とし、平成 27 年度までの 2 年間とします。（四万十市社会福祉協議会地域福祉活動計画平成 27 年度まで）

4. 計画の体系

「四万十市社会福祉協議会発展・強化計画」は、事業の内容、職員等の事業推進体制、などの【現状と課題】を明らかにして、【現状と課題】に対してその時点で到達すべき【今後の取組み】を考え、そのための【具体的な取組み】を示します。

基本理念

「笑顔があふれ、その人らしく誰もが地域で安心して、生活ができるまちづくり」をかなえるために

少子・高齢化と過疎化が進む中で、人々のつながりが薄れがちになっており、地域で暮らす人々に「無縁」「孤立」といった問題が生まれてきています。このような状況は、今後もますます進行することが予想され、日常生活を脅かす新たな生活問題を住民と行政・社協等の専門職が協働で解決する仕組みづくりが当面の課題となっています。社会福祉協議会では、地域に出向きニーズの掘り起こしと問題解決に向けた対応を関係機関や地域の主体である住民の方々と連携協力し、「笑顔があふれ、住み慣れた地域で、安心して生活できる」ように、見守りと共に支え合う地域づくりに努めます。

活動目標

四万十市社会福祉協議会が推進する重点目標「地域福祉の推進」・「ボランティアセンター等の充実と福祉教育の推進」・「総合的な相談・援助活動及び権利擁護の推進」・「介護保険事業等在宅サービスの整備」及び「住民参加によるまちづくりの実現の取組みと組織の基盤整備」に整理をして、次の5項目を活動目標とします。

1) 住民参加と公私協働による福祉のまちづくり

健康で生きがいを持って安心して暮らせるよう、見守りと支え合いの地域づくりに取り組みます。また、住民の福祉に対する理解と協力が得られるように、地域の交流の場づくりに努めます。

2) ボランティア活動の活性化と人材育成

ボランティアへの理解や意識を高め、活動への参加を促すための養成講座の開催や災害時に備えてボランティアセンターの整備、団体の育成、児童・生徒へのボランティア活動の理解等を深める福祉教育の推進に努めます。

3) 地域生活の解決に向けた相談機能の充実

ふれあい相談と弁護士による専門相談により、市民の生活問題・生活課題の解決を図ります。また、高齢者や障害のある方が、日常生活で適切な福祉サービスが受けられるよう相談と支援の充実に努めます。

4) 介護保険事業等在宅サービスの充実

高齢者や障害のある方が、在宅で安心して生活が送れるように、質の高い介護サービスの提供と介護給付対象外のサービスを実施し、利便性を図るとともにサービス内容の充実に努めます。

5) 社協組織体制の強化と職員の資質向上

社会福祉協議会は、福祉の拠点として市民の様々な課題を皆様の立場で、行政や関係機関・団体と連携して問題に取り組んでいます。この活動を進めるための体制強化として、住民会員としての社協への参加を促進します。そのために、住民の皆さまが社会福祉協議会の意義と必要性を理解できるように取り組みを進めるとともに、職員一人ひとりがより質の高いサービスができるよう、研修を重ね資質向上に努めます。

①住民参加と公私協働による福祉のまちづくり

(現状・課題)

少子・高齢化が進む中で、各種のイベントや事業への参加者が減少するという悩みを抱えながら実施しており、生活困窮者や引きこもり、孤立や障害等地域の問題も多種多様化しています。また、地域での支え合いも住民の理解と協力や関係団体との連携が不十分なため、地域によって取り組みにばらつきがみられる状況です。

(目指す方向性)

健康で生きがいを持って安心して暮らせるよう、見守りと支え合いの地域づくりに取り組みます。また、住民の福祉に対する理解と協力が得られるように、地域の交流の場づくりに努めます。

具体的な取り組み（27年度までの成果目標）

- 地域福祉専任コーディネーターの設置
- 支え合いの地域づくり事業への支援強化
- 地域福祉活動計画の推進強化
- 各種イベントや事業の見直し

② ボランティア活動の活性化と人材育成

(現状・課題)

各種のボランティア活動の機会や情報の提供、交流支援等への取り組みが不十分であり、また災害時におけるボランティアセンターの重要性は認識しているものの、運営するための実践的な研修ができていない状況です。

(目指す方向性)

ボランティアへの理解や意識を高め、活動への参加を促すための養成講座の開催や災害時に備えて、ボランティアセンターの整備、団体の育成、児童・生徒へのボランティア活動の理解等を深める福祉教育の推進に努めます。

具体的な取り組み（27年度までの成果目標）

- 高齢者疑似体験インストラクター有資格者の増員とプログラムの見直し
- 災害ボランティアマニュアルの整理見直しと災害に関する勉強会の開催
- ボランティアセンターの充実
- 配食ボランティアの増員と回数増に向けた市との協議

③ 地域生活の解決に向けた相談機能の充実

(現状・課題)

現在、市内では多種多様な相談窓口が設立されています。しかし、市民が問題を抱えた際、何処の機関に相談したらよいかわからないまま、一人で抱え込み時間が経過して問題が深刻になるケースが多くみられます。こうした問題を解決するには、市民への周知から始まり、何処の機関に相談すれば解決の糸口がつかめるか、問題の緩和ができるかなど、総合的に対応できる相談窓口が必要な状況です。

(目指す方向性)

ふれあい相談と弁護士による専門相談・個別訪問等により、市民の生活問題・生活課題の解決を図ります。また、高齢者や障害のある方が、日常生活で適切な福祉サービスを受けることができるよう相談と支援の充実に努めます。

具体的な取り組み（27年度までの成果目標）

- 専門職配置の強化
- 個別訪問の拡充

④ 介護保険事業等在宅サービスの充実

(現状・課題)

介護保険制度施行以前の措置制度時代からの経験と実績に基づいて、高齢者及び障害者へサービスを実施し、在宅生活を支援しています。しかし、措置から契約となり介護ビジネスと呼ばれる産業となったことで新たな事業者の参入が多く、また、制度の改正により収入が減少するなど経営状況は悪化しています。

(目指す方向性)

高齢者や障害のある方が在宅で安心して生活が送れるように、質の高い介護サービスの提供と介護給付対象外のサービスを実施し、利便性を図るとともにサービス内容の充実に努めます。

具体的な取り組み（27年度までの成果目標）

- 介護人材の確保
- 介護技術の向上
- 制度サービスの法令順守

⑤ 社協組織体制の強化と職員の資質向上

(現状・課題)

社会福祉協議会では会員・共同募金の拡充をはかっていますが十分な確保には至っていません。地域福祉充実のためには住民による新たな財源が必要です。今以上に社協活動等を住民に理解をしていただけるような努力と社協職員としての意識改革も必要となっています。

(目指す方向性)

社会福祉協議会は、福祉の拠点として市民の様々な課題を皆さまの立場で、行政や関係機関・団体と連携して問題に解決に取り組んでいます。この活動を推進するための体制強化として、住民会員としての社協への参加を促進します。そのために、住民の皆さまが社会福祉協議会の意義と必要性をご理解できるように取り組みを進めるとともに、職員一人ひとりの特性や強みを生かしたサービスができるよう、職員が研修を重ね資質向上に努めます。

具体的な取り組み（27年度までの成果目標）

- 社協会員加入の促進
- 活動財源の拡充
- 社協だより・ホームページの広報活動の見直し
- 研修体系の見直し及び新しい研修体制の確立

実施計画

活動目標	重点事業	現在の状況	今後の取組み	成果目標
① 住民参加と公私協働による福祉のまちづくり	福祉ふれあい合同運動会・福祉健康まつり・福祉大会	社協の行事において、担当職員が大きな負担がもたらなっています。住民の参加についても内容等によってムラがみられます。開催については実行委員会形式で実施しています。参加者は高齢化しています。福祉大会は西土佐の一大イベントとして住民に周知されていることやボランティアの協力が助けられています。	社協の行事として、市民の多くの方が参加できるような内容の検討を行います。また、実行委員会形式を改め、社協の事業として取り組み、社協の役員が一人となり更なる充実をめざします。	事業の員直し 新たな体制づくり 役員職員の意識の高揚
	地域福祉推進事業	市の委託事業として実施していますが、担当地域が広範囲で事業のPR不足や各関係団体との連携不足等から、情報収集も少ない状況です。また、地域からの要望に応じたい事業に協力していますが、地域の自立を促しながら進めています。また、地域によって力量に違いがあり、早急なことでは自立に向けた方向がわからない地域が複数あり、回数も月に一回程度の地域が多く十分な取り組みができていない状況です。	市が実施する健康福祉地域推進事業が各地域で取り組まれ、特に支えあいの地域づくり事業を支援しています。介護予防の効果をあげるために社協としてできることを継続していきます。また、地域に出かけることで情報を得て「個別支援」につなげ、地域の自立を促進するためにどのような問題があるのかを地域と共に考え、解決に努めます。	専任コーディネーターの配置 コーディネーター8名以上配置 支えあいの地域づくり事業の新規10地区
② ポランティア活動の活性化と人材育成	福祉活動推進校・疑似体験等出前事業 ボランティアセンター機能強化、ボランティア協議会への支援、災害ボランティアセンターの整備 ボランティアの育成・手話奉仕員・被災地訪問事業	平成23年4月より地域福祉活動計画を実施していますが、進捗状況や住民の理解も不十分な状況です。 現在7つの教室を開催していますが、年々高齢化に伴い参加者が減少しています。介護予防の役割を担う教室も多く、住民の要望に応えながら実施しています。 共同募金の助成金で行う障害者対象の大きな事業として、障害者の希望を叶えながら弾力的に実施していますが、NPO団体の協力が助けられています。	福祉活動計画の実施にあたり、市民へのPR等、推進を強化していきます。 指導者の体力的な問題等を抱える教室を整理し、新しいものの掘り起こしをしながら、生きがい教室の充実を図ります。 NPO団体が大々関わっているこの事業については、NPO団体に共同募金助成金の申請を勧め実施できる方としていきます。ただし、障害者への対策は今後もNPO団体や身障連と連携し、社協としてなっていくことができるか見極めながら障害者の悩みを力を入れていきます。	モデル地区の選定 推進強化のためのPR 事業の員直し 新規事業の希望調査 共同募金助成金申請によるNPO団体への移行 NPO団体との連携による個別支援
	配食サービス事業	利用希望者が多く、孤立感の緩和と安否確認もできていますが、地域によっては配食ボランティアが不足しており、安全な摂食がとれていない状況です。	小学生に福祉への関心をもってもらい、地域との交流や学校との連携を図っていますが、体験メニューが少なく、その後の学習に十分な取り組みができていない状況です。 養成講座修了者が数多く、必要に応じて登録者も不足しています。	職員のスキルアップを図り、先方も一緒に参加してもらい、事後学習の機会の提供をしていきます。 社協により等々PRし、若い世代向けのボランティア活動を企画するなど意欲的な人材を有効に活用していきます。併せて災害ボランティアのマニュアルも作成します。
③ 地域生活課題解決に向けた窓口としての機能の充実	ふれあい相談センター（一般・専門） 福祉サービス利用援助事業 障害者支援センター相談支援事業	市民には、専門（法律）相談部分は利用が知られてきたが、一般（悩み事）相談については利用が少ない状況です。 専門性が必要な事業で、人事異動等により業務に支障をきたすことがあり、利用者等も混乱することがあります。 現在1人の職員が障害者支援センターと相談支援事業所を担当しており、担当者自身も事業内容が曖昧な状況です。また、程度区分調査しながらケアプランを立てることに矛盾が生じることがあります。	関係機関と連携しながら各種相談に対応できるような研修会等に参加して、職員のスキルアップを図ります。 法人見合いの対応も視野に入れながら、研修会等に参加して資質向上を行っていきます。また、必要に応じて専門職配置の検討を行います。 総合支援法の施行に伴い、今後増々調査やプランが増えることが見込まれることから、職員を2名体制にできるように市と協議し理解を求め、役割分担をして業務を明確にして適切なサービスに努めます。	常勤職員の増員 情報の共有 ヘルプアップによる均一対応 年2回以上の研修会参加 職員間でのコミュニケーションの確立 制度サービスの法令遵守
	訪問介護事業	身体介護については家族の介護負担軽減になっていきますが、知的・精神障害者への家事援助、特に掃除については本人の意識や回数などの問題など、ヘルパーが疑問を感じながらの業務になっています。	社協が行う事業所として、他事業所の模範となるように適正なサービス提供ができるよう職員の資質向上に努め、市民や居宅介護支援事業所からの信頼を得るとともに、円滑に利用者の受け入れができるように人材確保に努めます。	利用者のニーズを敏感に察知し、適切に事業利用を勧め、利用者の生活を支えていきます。 利用者により満足してもらえらるサービス提供に努めるとともに、介護技術などのアドバイスを行い利用者を支援します。
④ 介護保険事業等在宅サービスの充実	給付外有償サービス事業 訪問入浴事業	安全な入浴サービスの提供と清潔の維持だけでなく、全員の状態を観察できず、利用者の状態から利用期間が短くなり、通所サービスを利用する方が多く利用者が少なくなっています。	社協の必要性等を職員が職域などで、説明と協力を呼びかけ加入促進に取り組めます。 活動への理解協力を得るために各部署の記事や関係団体(市民等)の声を掲載に努めます。ホームページについては、職員全員がターゲット入り力を可能とし、常に最新の情報が提供できるように努めます。	使途の明確化と理解協力 活動財源の拡充
	社協会員の促進	地域福祉事業の自主財源として、また、社協活動を知ってもらうきっかけとなっていますが、集金方法が大変なことと会員加入への説明と理解協力の不足により伸び悩んでいる状況です。	活動への理解協力を得るために各部署の記事や関係団体(市民等)の声を掲載に努めます。ホームページについては、職員全員がターゲット入り力を可能とし、常に最新の情報が提供できるように努めます。	使途の明確化と理解協力 活動財源の拡充
⑤ 社協組織体制の強化と職員向上	共同募金・日赤 職員研修体系の確立	社協の自主財源として大きなものですが、年々募金額が減少している状況です。 研修等は行っていますが、部署によって職員への参加にムラがみられます。また、職員同士の情報共有も不十分です。	地域福祉、専門職の資質向上を図るための研修会への体制づくり、計画的に実施できるようにしていきます。	計画的な研修会への参加 内部研修の実施 研修会に参加できる環境づくり